報告第７号

議会の委任による専決処分の報告について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により、これを本議会に報告する。

令和７年９月８日

三朝町長　松　浦　弘　幸

専決第５号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和７年８月26日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（助成） 第３条　略 ２　前項の規定による助成の額は、次のとおり	（助成） 第３条　略 ２　前項の規定による助成の額は、次のとおり

とする。 （１）　別表第１号から第３号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第25項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第１項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあっては、医療費の全額 ア・イ　略 （２）～（４）　略	とする。 （１）　別表第１号から第３号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第24項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第１項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあっては、医療費の全額 ア・イ　略 （２）～（４）　略

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。